

令和 3 年度
遠軽町教育委員会
点検・評価報告書

令和 4 年 6 月
遠軽町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) 趣旨	
	(2) 点検・評価の対象	
	(3) 点検・評価の流れ	
2	教育委員会の概要	2
	(1) 教育委員会委員の職務	
	(2) 教育委員会の構成	
3	教育委員会の活動状況	3
	(1) 教育委員会会議の開催及び審議状況	3～6
	(2) 教育委員会会議の項目別点検	7
	(3) 教育委員会会議以外の活動状況	8
	(4) 教育関係者の表彰	9
4	点検・評価報告書	10
	(1) 学校教育	
	①特別支援教育支援員配置事業	10
	②要保護・準要保護児童・生徒援助事業、小・中特別支援教育就学 奨励事業	11
	③スクールバス運行事業、遠距離通学助成事業	12
	④教育振興一般経費	13
	⑤英語指導助手配置事業	14
	⑥学校建設事業	15
	⑦教職員住宅管理事業	16
	⑧学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	17
	(2) 社会教育	
	⑨青少年育成事業	18
	⑩文化祭事業、芸術・文化振興事業	19
	⑪家庭教育事業	20
	⑫高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	21

⑬文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター 管理運営事業	-----	2 2
⑭社会教育施設整備事業	-----	2 3
⑮公民館管理運営事業	-----	2 4
⑯図書館・図書室管理運営事業	-----	2 5
(3) 社会体育		
⑰スポーツ教室・大会事業	-----	2 6
⑱保健体育一般経費	-----	2 7
⑲体育館管理運営事業（指定管理）	-----	2 8
⑳社会体育施設整備事業	-----	2 9
5 外部評価	-----	3 0～3 2
6 参考資料	-----	3 3～3 8
令和3年度 教育行政執行方針		

1 はじめに

(1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。

遠軽町教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、毎年度、教育委員会の点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して報告書を作成・公表することとしています。

(2) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、教育委員会の活動状況等の点検のほかに、令和3年度教育行政執行方針に掲げられた主要な事業の実施状況について点検・評価を行いました。

(3) 点検・評価の流れ

「教育委員会会議の活動状況」については、教育委員会会議の開催状況や会議にかけられた議案等について、項目別に点検を行うとともに、委員が出席した学校行事等の点検を行いました。

「点検・評価報告書」については、「令和3年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業の内容、事業成果、自己評価及び今後の課題と方策を所管課が作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて学識経験を有する者からの意見を聴取しています。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会の概要

(1) 教育委員会委員の職務

教育委員会委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針等を審議するほか、町内小中学校への学校視察や各種教育関係行事への出席、委員研修会等を行っています。

(2) 教育委員会の構成

遠軽町教育委員会は、次の5人で構成され、教育長の任期は3年、委員は4年となっています。

教育長と委員は、議会の同意を得て町長が任命することとなっており、教育長は、教育委員会の会務を総理し委員会を代表します。

また、教育長は教育委員会の決定した基本方針を受け、事務局を指揮監督して具体の事務を執行します。

【教育委員会委員名簿】（令和3年度）

職名	氏名	任期	摘要
教育長	河原 英男	R2. 11. 11～R5. 11. 10	
委員（教育長職務 代行者）	新山 史賢	R3. 11. 9～R7. 11. 8	
委員	大西 憲治	R1. 11. 9～R5. 11. 8	
委員	横田 昌弘	H30. 11. 9～R4. 11. 8	
委員	能正 直樹	R2. 11. 9～R6. 11. 8	

3 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議の開催及び審議状況

遠軽町教育委員会の会議は、毎月1回の「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和3年度は合計13回の会議を開催しました。

また、この会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定に基づき、次のとおり審議等を行いました。

期 日	会議の種類	出席委員	傍聴人数	付議案件等
R3. 4. 27	第5回定例会	5	0	(議案) ・遠軽町教育委員会スポーツ賞について ・奨学審査委員会委員の委嘱について ・社会教育委員の委嘱について ・スポーツ推進審議会委員の委嘱について ・図書館協議会委員の任命について ・文化財保護審議会委員の委嘱について ・スポーツ推進委員の委嘱について ・青少年指導員の委嘱について ・学校運営協議会の指定及び委員の委嘱について ・令和3年度教育費補正予算について (その他) ・令和3年度遠軽地区教育委員会協議会総会及び教育委員研修会の開催について ・令和2年度中体連等に関する成績について ・令和2年度教職員事故者について
R3. 5. 26	第6回定例会	5	0	(報告) ・地方自治法第180条の6第2号の規定に基づく第3回遠軽町議会付議事件の議決について (議案) ・学校運営協議会の指定及び委員の委嘱について ・教育費補正予算について ・令和2年度遠軽町教育委員会点検・評価報告書について (その他) ・第57回北海道市町村教育委員会研修会について

期 日	会議の 種類	出席 委員	傍聴 人数	付議案件等
R3. 6. 29	第 7 回 定例会	4	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 4 回遠軽町議会付議事件の議決について 遠軽町奨学資金奨学生の選定について 社会教育関係団体への助成について 社会体育関係団体への助成について (議案) <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会所属職員の事務分掌異動について 教育委員会所属職員等の事務分掌異動について 教育委員会所属職員の休職発令について 社会教育中期計画策定委員会委員の委嘱について 遠軽町学校評議員規程の廃止について (その他) <ul style="list-style-type: none"> 遠軽町立学校教職員のハラスメント防止に関する指針について
R3. 7. 26	第 8 回 定例会	4	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会会計年度任用職員の任命について (議案) <ul style="list-style-type: none"> 道費負担職員の休職発令内申について (その他) <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度教育委員学校視察日程について 遠軽町成人式について
R3. 8. 25	第 9 回 定例会	5	0	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 学校給食運営委員会委員の委嘱について 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の一部改正について 令和 4 年度に使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書の採択について (その他) <ul style="list-style-type: none"> えんがる子育て応援 Book (改定版) について
R3. 9. 29	第 10 回 定例会	5	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年第 6 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会所属職員の休職発令について 遠軽町学校職員の私有車の公務使用に関する規程の一部改正について (その他) <ul style="list-style-type: none"> 町内小中学校学芸会・学校祭等の日程について 学力調査結果の公表について
R3. 10. 28	第 11 回 定例会	5	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会会計年度任用職員の任命について (議案) <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会会計年度任用職員の任命について 道費負担職員の休職発令内申について 遠軽町教育委員会文化賞の決定について (その他) <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度遠軽地区教育委員会協議会教育委員研修会の開催について

期 日	会議の 種類	出席 委員	傍聴 人数	付議案件等
R3. 11. 25	第 12 回 定例会	4	0	(議案) ・教育委員会会計年度任用職員の解職について ・教育費補正予算について (その他) ・令和3年度オホーツク管内市町村教育委員大会について
R3. 12. 23	第 13 回 定例会	5	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 8 回遠軽町議会付議事件の議決について ・令和 3 年第 8 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) ・教育委員会所属職員の休職発令について (その他) ・令和 3 年度遠軽地区教育支援委員会諮問結果について ・冬季休業中の学校閉庁日について ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表について ・令和 4 年成人式について
R4. 1. 27	第 1 回 定例会	5	0	(議案) ・教育費補正予算について (その他) ・令和 4 年度就学児童一日入学の日程について
R4. 2. 24	第 2 回 定例会	5	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 1 回遠軽町議会付議事件の議決について (議案) ・遠軽町図書館条例の一部改正について ・遠軽町奨学資金貸付規則の一部改正について ・令和 3 年度教育費補正予算について ・令和 4 年度教育費予算について (協議事項) ・令和 4 年度教育行政執行方針について (その他) ・各学校卒業式及び入学式の日程について
R4. 3. 18	第 3 回 臨時会	5	0	(議案) ・道費負担職員の任免内申について ・道費負担職員の休職発令内申について ・教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・教育委員会会計年度任用職員の任命について (その他) ・令和 4 年度遠軽町公立学校教職員辞令交付式について

期 日	会議の 種類	出席 委員	傍聴 人数	付議案件等
R4. 3. 29	第 4 回 定例会	4	0	(報告) ・ 地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 2 回遠軽町議会付議事件の議決について ・ 令和 4 年第 2 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) ・ 奨学審査委員会委員の解任について ・ 学校給食運営委員会委員の解任について ・ 社会教育委員の解任について ・ 図書館協議会委員の解任について ・ スポーツ推進委員の解任について ・ 青少年指導員の解任について ・ 教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・ 教育委員会所属職員の休職発令について ・ 教育財産の用途廃止について ・ 遠軽町学校職員が修学旅行の引率業務等に従事する場合の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について (その他) ・ 遠軽町立学校における働き方改革推進計画(第 2 期)について ・ 令和 4 年度町内小中学校入学式について

(2) 教育委員会会議の項目別点検

遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定により、教育委員会会議での議決が必要である項目のうち、令和3年度において教育委員会会議にかけられた議案等を分類し、適切に付議されているかどうか点検を行いました。

項 目	件数
学校教育及び社会教育の一般方針に関すること	0
教育委員会の所管に属する教育機関の設置、廃止、変更及び移管に関すること	0
所管機関の用に供する財産及び管理の基本的事項に関すること	1
規則その他規程の制定及び改廃に関すること	6
教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること	1
教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること	14
教育委員会事務局及び所管機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免その他の人事に関すること	13
職員(県費負担教職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること	0
県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の進退の内申に関すること	4
法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関すること	17
教科用図書の採択に関すること	1
表彰に関すること	2
報告事項	3
協議事項等	1
その他	21

令和3年度に遠軽町教育委員会会議に付議された案件のうち、多かったものとしては、その他の事項を除き、法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関すること及び教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関することでした。

令和3年度は、法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)や解任に関する議案が多かったのが特徴でした。

(3) 教育委員会会議以外の活動状況

遠軽町教育委員会委員は、令和3年度における教育委員会会議への出席以外に次のとおり出席しました。

(※教育長を除く)

期 日	内 容	場 所	出席委員	備考
4月2日(金)	令和3年度遠軽町公立学校教職員辞令交付式	遠軽町役場	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止	
4月6日(火)	町内小中学校入学式	町内一円	新型コロナウイルス感染防止のため、来賓なし	
5月10日(月)	令和3年度遠軽地区教育委員会協議会総会		新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催	
7月14日(水) ～15日(木)	令和3年度北海道市町村教育委員会研修会	札幌市	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止	
8月25日(水)	学校視察(南小、遠小、望の岡分校、遠中、東小)	各学校	新型コロナウイルス感染防止のため、実施中止	
9月	令和3年度オホーツク管内教育委員会協議会役員会	網走市	新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催	
9月29日(水)	学校視察(生小、生中、安小、安中、南中)	各学校	新型コロナウイルス感染防止のため、実施中止	
10月28日(木)	学校視察(白小、白中、丸小、丸中、)	各学校	新型コロナウイルス感染防止のため、実施中止	
11月15日(月)	令和3年度遠軽地区教育委員会協議会教育委員研修会	佐呂間町	新山委員ほか3人	
12月	令和3年度オホーツク管内市町村教育委員大会	網走市	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止	
1月9日(日)	遠軽町成人式	遠軽町福祉センター	新型コロナウイルス感染防止のため、来賓なし	
3月15日(火) ～24日(木)	町内各小中学校卒業式	町内一円	新型コロナウイルス感染防止のため、来賓なし	

(4) 教育関係者の表彰

令和3年度における教育関係者の表彰は、次のとおり実施しました。

① 遠軽町教育委員会文化賞

ア 文化功労賞

該当者なし

イ 文化奨励賞

遠軽町立南中学校吹奏楽部（遠軽町教育委員会文化賞表彰規則第3条第2号ア）

遠軽町立丸瀬布中学校文化部（遠軽町教育委員会文化賞表彰規則第3条第2号ア）

遠軽郷土芸能 生田原太鼓保存会（遠軽町教育委員会文化賞表彰規則第3条第2号ウ）

② 遠軽町教育委員会スポーツ賞

ア スポーツ功労賞

松本量司（遠軽町教育委員会スポーツ賞表彰規則第3条第1号ア）

イ スポーツ奨励賞

該当者なし

4 点検・評価報告書

(1) 学校教育

No.	1	事業名	特別支援教育支援員配置事業	担当課	総務課
-----	---	-----	---------------	-----	-----

執行方針	<p>小・中学校において、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図る。</p>
事業内容	<p>小学校7校、中学校4校、望の岡分校に計24人の特別支援教育支援員を配置し、食事、排泄、教室への移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行うなど、発達障害の児童・生徒に対し学習活動上のサポートを行った。</p>
事業成果	<p>個々に応じた適切な支援が行われるとともに、学級・学校運営の円滑化、更には特別支援教育の一層の充実が図られた。</p>
課題と改善方策	<p>近年、障害の状態が多様化しているなど、個々の状況に対応した取組が求められていることと、対象となる児童・生徒が増加傾向にあるため、特別支援教育支援員の適正な人員確保に努める。</p>

No.	2	事業名	要保護・準要保護児童・生徒援助事業、 小・中特別支援教育就学奨励事業	担当課	総務課
-----	---	-----	---------------------------------------	-----	-----

執行方針	就学援助費については、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、給与対象経費区分を拡大し、認定児童・生徒の保護者に対して援助する。
事業内容	<p>学用品費及び学校給食費や生徒会費、PTA会費、クラブ活動費などの給与対象経費を給与対象者に支給した。</p> <p>【要保護・準要保護認定者数】</p> <p>要保護 小学生 2人、中学生 2人</p> <p>準要保護 小学生110人、中学生65人</p> <p>【特別支援就学奨励事業認定者数】</p> <p>小学生26人、中学生7人</p>
事業成果	認定児童・生徒の保護者に対し援助を行うことで、保護者負担の軽減を図ることができた。
課題と改善方策	引き続き、学校生活に欠かすことのできない経費を援助し、保護者負担の軽減を図っていく。

No.	3	事業名	スクールバス運行事業、遠距離通学助成事業	担当課	総務課
-----	---	-----	----------------------	-----	-----

執行方針	遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図る。
事業内容	<p>遠軽町立小・中学校に在籍する児童・生徒の通学の利便と安全確保を図った。小学校4 km、中学校6 km以上の遠距離通学者に通学費を助成した。</p> <p>【遠軽地域スクールバス】</p> <p>瀬戸瀬地区（南小・南中） 平日 登校時1便、下校時2便運行 社名渕地区（東小・遠中） 平日 登校時1便、下校時2便運行</p> <p>【白滝地域スクールバス】 平日 2経路、登下校時各1便運行</p>
事業成果	<p>スクールバスの運行により、遠距離通学児童・生徒の登下校の利便と安全確保を図ることができた。</p> <p>また、小学校4人の児童・生徒の保護者へ通学費助成金を交付し、保護者の負担軽減を図ることができた。</p>
課題と改善方策	遠軽地域、白滝地域とも、保有しているスクールバスが老朽化してきていることから、通学実態に合わせ、順次更新を検討する。

No.	4	事業名	教育振興一般経費	担当課	総務課
-----	---	-----	----------	-----	-----

執行方針	<p>中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>また、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対する助成や、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促す。</p>
事業内容	<p>中体連大会等参加経費の一部助成を行った。</p> <p>生徒の学力向上と進学実績及び就職実績の向上を図り、魅力ある遠軽高校づくりを推進するため「北海道遠軽高等学校教育振興補助金」を交付した。</p>
事業成果	<p>中体連大会参加経費の一部助成を行い、保護者負担の軽減を図ることができた。</p> <p>魅力ある遠軽高校となるよう進学及び就職のための環境づくりを整備することができた。</p>
課題と改善方策	<p>中体連大会等参加経費の一部助成については、様々な情勢を見ながら、適宜、対象経費等を見直していく。</p> <p>今後も、遠軽高校への進学を推進し、遠軽高校在校生への学力向上と進学実績及び就職実績の向上、さらには学級数維持・生徒確保のため支援していく。</p>

No.	5	事業名	英語指導助手配置事業	担当課	総務課
-----	---	-----	------------	-----	-----

執行方針	<p>中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図る。</p>
事業内容	<p>一般財団法人自治体国際化協会を通して契約した3人の英語指導助手(ALT)を配置し、小・中学校における英語力の向上及び国際理解の起因、生涯学習講座における英会話教室等を開講した。</p> <p>【英語指導助手(ALT)】 遠軽地域、生田原地域、丸瀬布及び白滝地域 各1人</p> <p>【英会話教室】 遠軽地域：体験コース 第1期 全4回(受講登録者数3人) 第2期 全6回(受講登録者数5人) 中上級コース 全15回(受講登録者数9人) 丸瀬布地域：全27回(受講登録者数13人)</p>
事業成果	<p>町内全校(小学校7校、中学校6校、望の岡分校)に語学指導助手として派遣することにより、小学校5・6年生及び中学生では英語力の向上、小学校低・中学年では国際理解教育の充実が図られた。</p> <p>また、遠軽・丸瀬布の各地域で開講している英会話教室では、個々のレベルに応じた国際感覚の向上や外国の文化に対する知識・理解を深められる活動として受講者から好評を得ることができた。</p>
課題と改善方策	<p>小学校5年生から英語が教科として導入されたため、より一層、教員と英語指導助手との連携が必要である。</p> <p>一般町民を対象とした英会話教室については、町民の関心も高まっており、国際理解の向上や英語力の習得の場として定着しているが、新規受講者の確保と事業の充実に向けた内容を検討する。</p>

No.	6	事業名	学校建設事業	担当課	総務課
-----	---	-----	--------	-----	-----

執行方針	<p>小・中学校の施設整備については、学校施設の老朽化に対応するため、学校ごとの具体的な改修方針などを定めた学校施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な学校施設の管理を図る。</p> <p>令和3年度については、東小学校長寿命化改修工事を行うための設計業務委託を実施し、安全・安心な学校づくりを進める。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○東小学校長寿命化改修工事設計業務委託 遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき東小学校長寿命化改修工事を行うための設計業務委託 ○瀬戸瀬小学校解体工事設計業務委託 令和2年度末で廃校となった瀬戸瀬小学校の解体工事を行うための設計業務委託 ○遠軽小学校トイレ洋式化改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ○東小学校トイレ洋式化改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ○丸瀬布小学校トイレ洋式化改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ○南中学校トイレ洋式化改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○東小学校長寿命化改修工事設計業務委託 学校施設の長寿命化を図る改修工事の設計が完了した。 ○瀬戸瀬小学校解体工事設計業務委託 校舎の解体及び給食棟を地域公民館とする改修工事の設計が完了した。 ○遠軽小学校トイレ洋式化改修工事 教育環境の向上が図られた。 ○東小学校トイレ洋式化改修工事 教育環境の向上が図られた。 ○丸瀬布小学校トイレ洋式化改修工事 教育環境の向上が図られた。 ○南中学校トイレ洋式化改修工事 教育環境の向上が図られた。
課題と改善方針	<p>学校施設については、老朽化している施設や設備があることから、遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき計画的な改修を行っていく。</p>

No.	7	事業名	教職員住宅管理事業	担当課	総務課
-----	---	-----	-----------	-----	-----

執行方針	教職員の住宅環境の整備については、岩見通教職員住宅屋根塗装工事を実施する。
事業内容	○岩見通教職員住宅屋根塗装工事 教職員住宅2棟及び付属物置4棟の屋根塗装工事
事業成果	快適な住環境を整備することにより、教職員の生活向上が図られた。
課題と改善方策	今後も教職員住宅の適切な維持管理を行うとともに、住環境整備を計画的に実施する。

No.	8	事業名	学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	担当課	給食センター
-----	---	-----	---------------------	-----	--------

執行方針	<p>学校給食については、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努める。</p> <p>また、南中学校給食室天蓋設置工事を実施し、施設の環境整備充実に努める。</p>
事業内容	<p>各学校給食室及び各学校給食センターの施設設備修繕・工事を実施するとともに老朽化した備品を更新し、衛生環境の改善及び環境整備の充実に図った。</p> <p>【主な工事内容】</p> <p>○南中学校給食室天蓋設置工事</p> <p>スチームコンベクションオーブンを導入するための、天蓋及び換気設備の設置工事</p>
事業成果	<p>各施設設備の整備と備品の更新を実施し、児童・生徒に安全・安心な給食の提供を行うことができた。</p>
課題と改善方針	<p>今後も各施設設備の整備と備品の更新を計画的に実施し、衛生環境の改善を図り、安全・安心な給食を提供する。</p>

(2) 社会教育

No.	9	事業名	青少年育成事業	担当課	社会教育課
-----	---	-----	---------	-----	-------

執行方針	<p>未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進する。</p>
事業内容	<p>新型コロナウイルス感染症まん延防止対策により、一部事業の中止があったが、感染防止対策を講じ、実施できる事業については極力実施するなど、青少年団体の育成支援に努めた。</p> <p>また、事業を円滑に推進するため、遠軽町青少年指導員を配置するとともに、各種関係団体等の協力を得ながら、効率的に事業を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種文化・体験教室、リーダー養成研修会等の実施 ○遠軽町青少年指導員の配置及び活用（15人委嘱） ○遠軽町子ども会育成連合会への活動支援
事業成果	<p>各地域の特性・特色を教育資源として活用し、青少年教育事業を展開することで、子どもたちの主体性や創造性、豊かな人間性など、子どもの「生きる力」を育む取り組みとして定着している。実施内容として、町内の全児童・生徒を対象に長期休業期間中に行う「ちびっ子リーダー養成研修会」をはじめ、丸瀬布と白滝地域合同で実施している「わくわく自然体験教室」、生田原地域での「キッズ・チャレンジクラブ」等、各地域の教育資源等を活用した事業展開に努めている。</p>
課題と改善方針	<p>本町における青少年人口は減少傾向にあり、スポーツ少年団をはじめ青少年を取り巻く学習環境が多様化され、各事業の参加者数にも影響が出ている。</p> <p>今後も全町的に取組む事業と各地域で取組む事業との目的や役割を明確化し、学校・家庭・地域、団体等との連携を図りながら各種事業を推進する。</p>

No.	10	事業名	文化祭事業、芸術・文化振興事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------------	-----	-------

執行方針	<p>芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努める。</p>
事業内容	<p>優れた芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、町民による芸術文化活動の成果を発表する場を支援し、日常的に優れた芸術文化との関わりを通じ、豊かな生活の実現と向上に努めた。</p> <p>○遠軽町文化連盟並びに各地域各文化協会との共催による「文化祭」に対する事業支援</p> <p>○音楽の広場公演の開催（遠軽・生田原・丸瀬布地域、白滝地域）</p>
事業成果	<p>新型コロナウイルス感染症まん延防止対策により、文化団体が催す芸能発表並びに作品展示についての多くが中止となったが、各団体と連携し実施する文化祭事業については、今後も町民の芸術文化活動の発表の場として開催する。</p> <p>また、音楽の広場公演については、白滝地域のみで開催にとどまったが、文化祭事業同様、町内の音楽団体が一堂に会し、相互発表を通じて演奏技術の向上や町民自らが様々な分野の音楽に親しむ貴重な場であることから、関係諸団体と開催に向けた連携を図る。</p>
課題と改善方策	<p>遠軽町文化連盟並びに各地域文化協会による文化祭について、出展及び出演者（団体）の固定化や加盟団体会員の高齢化が進んでおり、今後の事業参加減少も危惧されることから、開催方法も含めた事業展開に工夫が必要と考える。</p> <p>今後、文化団体等への支援方策を検討し、効率的且つ効果的な芸術文化の推進に努めなければならない。</p> <p>また、全町的に公共施設や設備の老朽化も大きな課題であるため、芸術文化活動の拠点施設整備については、今後も住民意見を反映させるなど、充実した事業展開や会場確保に努める。</p>

No.	11	事業名	家庭教育事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------	-----	-------

執行方針	<p>家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行う。</p>
事業内容	<p>家庭の教育力向上を図るため、家庭教育の支援を目的に学習機会の充実及び家庭教育の向上に関する情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子どもを持つ親を対象とした「たっち学級」並びに、小・中学生の子どもを持つ親を対象とした「コスモス学級」の開設 ○子育て資料の配布 「えんがる子育て応援 Book（※令和3年度改訂版）」
事業成果	<p>家庭教育学級として、就学前の子どもを持つ親を対象とした「たっち学級」については、育児に関する知識等を学ぶ機会の場として、長く遠軽地域を対象に実施してきたが、今年度から対象範囲を町内全地域とし、小・中学生の子どもを持つ親を対象とした「コスモス学級」同様、親同士の情報共有や交流の場として開設した。なお、家庭教育講座については、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため、事業中止とした。</p> <p>「えんがる子育て応援 Book」については、今年度、内容の改定と合わせ、従前の各関係部署から対象世帯への冊子配布のほか、Web版による閲覧をメインとしたものに変更し、遠軽町の特色ある家庭教育支援の情報提供を継続して行った。</p>
課題と改善方針	<p>事業参加者の固定化が見受けられていたことから、対象となる世帯や地域枠の見直しを行った。今後も効果的で関心の持てる事業内容にしていくことが必要である。</p> <p>「えんがる子育て応援 Book」については、必要に応じ改訂作業を行い、子育てに関する情報提供の発信を引き続き行い、今後も関係機関と連絡・調整を図る必要がある。</p>

No.	12	事業名	高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------	-----	-------

執行方針	<p>町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行う。</p>
事業内容	<p>シニア世代に必要とされる「学びの機会」を提供することで、その世代を取り巻く様々な課題解決に取組み、豊かで潤いのある生活の実現に向け、高齢者大学を開設した。また、一般成人を対象に生涯学習に対する関心を深める取組みとして各種講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遠軽町高齢者大学の開設 <ul style="list-style-type: none"> 遠軽地域「瞰望大学」、生田原地域「しらかば大学」、丸瀬布地域「ことぶき大学」 ○えんがる生涯学習講座の開設 <ul style="list-style-type: none"> 遠軽地域及び丸瀬布・白滝地域合同での英会話教室（通年）、既存事業を活用した公開講座
事業成果	<p>遠軽、生田原、丸瀬布地域で開設している高齢者大学については、シニア世代による学びの機会として広く認知されており、併せて各大学による特徴を生かした年間カリキュラムを実施した。また、大学活動のほか、地域奉仕活動にも積極的に関わっていることから、地域の活性化に大きく寄与した。</p> <p>講演会事業については、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策により中止としたが、各種講座については、一般成人に関心が高い学習内容を採用しており、就労後や余暇における学びの機会として活用されている。</p>
課題と改善方針	<p>60歳以上の人口増加が本町も見受けられるため、高齢者大学に対する住民ニーズや活動内容の見直しは今後も必要である。なお、大学生活の活動内容を広く周知し、シニア世代の生涯学習活動を今後も支援する。</p> <p>講演会や各種研修講座については、対象層の学習ニーズを的確に把握する必要がある、情報収集と先見性のある企画立案を通じ、充実した学習機会の提供に努める。</p>

No.	13	事業名	文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------------------------	-----	-------

執行方針	文化財については、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパークと連携した事業の展開や郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努める。
事業内容	<p>本町における文化財の保存・活用を目的に関連する社会教育施設を活用しながら特色ある事業を展開し、町民への文化財保護思想の高揚に努めた。</p> <p>文化財の保存・活用について、町民による専門的見地から調査審議することを目的に遠軽町文化財保護審議会委員（10人）を委嘱している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遠軽町郷土館及び丸瀬布郷土資料館の運営 町民講座「郷土の歴史を見つめて」 ○遠軽町埋蔵文化財センターの運営 各種体験事業、学校教育への支援 ほか
事業成果	<p>遠軽町文化財保護審議会を開催し、町内の文化財保存や活用に関する検討及び協議を通じ、教育行政による文化財保護と活用方策について意見反映させることができた。</p> <p>文化財関連の社会教育施設の効果的な運営に努めることで、特色ある体験学習活動等を提供することができた。また、学校教育との連携を通じ、郷土に対する関心を深め、文化財保護の大切さについて理解を深めることができた。</p>
課題と改善方策	<p>遠軽町文化財保護審議会において、次代への歴史文化の継承を目的に、文化財保護や活用について専門的見地を有する人材育成を引き続き行う必要がある。</p> <p>今後も、効率的な施設運営や魅力ある各種事業を通じ、文化財保護思想の普及啓発に努め、遠軽町における貴重な文化遺産や名勝等の保護・保存のための措置を講じるとともに、更なる有効活用のための施策を検討する。</p>

No.	14	事業名	社会教育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	<p>施設整備については、施設の多くが建設後30年以上を経過するものとなってきていることから、今後有効に長く利用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図る。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○遠軽町公民館感染対策備品（A I 体温検知カメラ）購入（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ○社名淵地域公民館各諸室用暖房機購入（会議室、研修室、和室） ○遠軽町基幹集落センター屋根改修工事 ○遠軽町郷土館暖房設備改修工事
事業成果	<p>老朽化が進んだ社会教育施設の修繕、設備備品購入及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う備品購入等を実施することで、町民主体による社会教育活動の推進及び地域活性に寄与することができた。</p> <p>また、適切な施設の維持管理に努めることで、長期的な施設運営に取り組むことが可能となった。</p>
課題と改善方策	<p>所管する社会教育施設の多くが老朽化している現状にあるため、今後も、長期的かつ計画的な施設整備を図り、町民の学習活動を支援する体制の構築に努める。</p> <p>また、多くの町民が利用しやすい環境を把握し、施設の統廃合等も視野におきながら、的確な施設整備を進め、一層の有効活用方策を検討する。</p> <p>芸術・文化活動拠点施設として、建設中だった遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」が令和3年度末に完成したため、令和4年8月26日のオープンに向け、指定管理者並びに関係団体等と連携・調整を行い、施設運営や利用形態等について協議を進めていく。</p>

No.	15	事業名	公民館管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------	-----	-------

執行方針	<p>遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けて、指定管理者と協議を行い、準備を進める。</p>
事業内容	<p>本町の芸術・文化活動拠点施設となる、遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」のオープンに向け、指定管理者である遠軽商工会議所と開館に向けた各種運営の協議及び施設利用団体との調整を行う。</p> <p>開館記念事業運営委員会を開催し、開館記念事業にふさわしい演目の選定を行う。</p>
事業成果	<p>令和3年度末に施設が完成し、令和4年8月26日のオープンに向け、指定管理者との月1回の定例会議を開催し、開館に向けた協議を進めた。</p> <p>指定管理者により、施設ホームページの開設並びに施設予約システムの構築が終了し、仮予約については令和3年9月1日より行っている。また、今後施設を利用する関係団体との調整等を随時行った。</p> <p>開館記念事業運営委員会については、令和4年度実施分の開館記念事業演目の選定及び事業予算の確保、事業共催による事業費補助の事務調整を行った。</p>
課題と改善方針	<p>本町の芸術・文化活動拠点施設の完成により、今後の施設運営サポート団体育成や事業実施に伴う財源確保等について、今後も指定管理者並びに関係団体と協議する。また、施設オープンまでに、指定管理者を中心にスタッフ習熟訓練を重ね、町民向けには「施設内覧会」を催し、多くの町民が親しめる施設となるよう、引き続き取り組む。</p> <p>安国公民館及び丸瀬布中央公民館については、設置後年数も経過していることから、今後も適切な施設管理が求められる。</p>

No.	16	事業名	図書館・図書室管理運営事業	担当課	図書館
-----	----	-----	---------------	-----	-----

執行方針	<p>4 図書館・室については、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努める。</p> <p>また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし引き続き支援する。</p>
事業内容	<p>町民の幅広いニーズの把握に努め、蔵書や郷土の歴史的資料を収集し、読書要求に応えるため貸出・閲覧等のサービス提供を行った。さらに町民の学習意欲や調査研究活動に対する支援を行った。</p> <p>また、読書習慣の醸成を図るため、町広報誌に「図書館インフォメーション」や町ホームページで情報提供を行い、さらに司書おすすめ図書の特集コーナー設置や読み聞かせ等を実施し、親しまれる図書館運営に取り組んだ。</p>
事業成果	<p>1 蔵書冊数：194,586 冊（遠軽 139,296 冊、生田原 29,083 冊、丸瀬布 19,029 冊、白滝 7,178 冊）</p> <p>2 貸出冊数：105,654 冊（遠軽 95,147 冊、生田原 5,195 冊、丸瀬布 4,402 冊、白滝 910 冊）</p> <p>3 移動図書館車巡回：町内 17 カ所 巡回日数 105 日 利用者数 1,677 人</p> <p>4 図書館インフォメーション：12 回発行 町広報紙に掲載</p> <p>5 事業実績：①図書館まつり：遠軽-中止、生田原-中止 ②絵本読み聞かせ：遠軽 68 回 311 人 生田原 10 回 18 人 丸瀬布 9 回 6 人 ③はじめまして絵本：配布人数 80 人 ④読書感想文コンクール：応募点数 271 点 ⑤図書特集コーナー：15 回 ⑥絵本原画展：1 回</p> <p>6 見学：3 回 120 人（小学生）</p> <p>7 職場体験：2 回 6 人（中学生及び高校生）</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休館 5 月 18 日～6 月 20 日、8 月 28 日～9 月 30 日</p>
課題と改善方針	<p>町民を取り巻く生涯学習環境が変容している中で、仕事や家庭、健康、福祉、教育など様々な領域において、町民が抱えている課題の解決に対して支援できる生涯学習拠点施設としての図書館を目指す。そのためには上位図書館や近隣の図書館との連携を図り、上位機関が実施する職員研修会への参加などを通して、レファレンスサービス等の向上に努める。</p>

(3) 社会体育

No.	17	事業名	スポーツ教室・大会事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-------------	-----	-------

執行方針	<p>町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催する。</p>
事業内容	<p>スポーツを通じた健康づくりや地域づくりを推進するため、「スポーツの生活化」を目標に、生涯各期にわたる各種スポーツ教室の開催や地域性を活かしたスポーツ大会を実施した。</p>
事業成果	<p>新型コロナウイルス感染症まん延防止対策により、昨年度に引き続き、予定していた多くのスポーツ教室や大会が中止となったが、地域の特色あるスポーツ大会や全町的なスポーツ大会の開催は、地域コミュニティ活動の推進や地域間交流の一翼を担っている。</p> <p>事業の実施にあたっては、個人の体力や年齢に応じたスポーツ機会の提供により、底辺の拡大や底上げ、基礎技術の習得並びに健康づくりへの意識づけ等の有効な手段として効果が見受けられる。</p> <p>【令和3年度参加者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ教室 14教室（延べ2, 529人） ○スポーツ大会 7大会（延べ 435人）
課題と改善方針	<p>スポーツ教室は、幅広い年齢層の町民を対象に、継続的に各種事業を展開していることから、町民の健康づくりの意識づけにつながっており、広域的な参加が見受けられている。</p> <p>なお、スポーツ大会については、遠軽地域に居住地が移動する傾向にあることから、従来の地域で開催しているスポーツ大会等への参加者減少が見受けられる。このため、地域外の人でも参加できる広域的な受入体制の充実を図るなど、従来の地域特性を活かしたスポーツ大会の継続もしつつ、引き続き町民の生涯スポーツ推進を図る必要がある。</p>

No.	18	事業名	保健体育一般経費	担当課	社会教育課
-----	----	-----	----------	-----	-------

執行方針	<p>社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携を図り、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進する。</p>
事業内容	<p>各種スポーツ合宿誘致の積極的推進のため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会に対し運営費補助を行った。</p>
事業成果	<p>各種スポーツ合宿誘致の積極的推進のため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会に対し運営に必要な補助を行い、スポーツ合宿誘致における地域活性化や交流人口の拡大を図ったが、2年連続で新型コロナウイルス感染症まん延防止対策により、一部競技の合宿受け入れを中止して実施した。</p> <p>【令和3年度スポーツ合宿実績】</p> <p>○26団体 512名（延べ2,638名）</p>
課題と改善方策	<p>社会体育施設の有効活用を図るため、今後もスポーツ合宿誘致の更なる充実と持続的な受け入れを図るため、スポーツ合宿誘致委員会をはじめとして、各スポーツ団体等と連携を図り、更なる誘致活動を進めていく必要がある。</p>

No.	19	事業名	体育館管理運営事業（指定管理）	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------------	-----	-------

執行方針	<p>遠軽地域の社会体育施設については、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努める。</p>
事業内容	<p>遠軽地域の体育施設においては、多様化する住民ニーズに対し、効果的・効率的に対応するため、指定管理者による運営手法を活用するなど、サービスの向上を図った。</p>
事業成果	<p>遠軽地域の体育施設については、指定管理者制度を導入しており、利用者ニーズに即したサービス向上を図ることを目的に、開館時間の延長や年末年始の休館日の変更等を行っている。</p> <p>また、指定管理者により自主事業を積極的に取り入れることで、施設利用者増への取り組みが図られている。</p>
課題と改善方策	<p>遠軽地域の体育施設については、指定管理制度を導入して10年が経過し、住民ニーズに即した施設運営が見受けられ、一定の成果が出ている。その一方で、屋外施設の開設時期に地域間のばらつきがあるなどの指摘があることから、必要に応じ見直しが必要と考える。また、施設の有効活用と施設利用者の拡大を図るため、新たな事業展開などを検討することが求められる。</p>

No.	20	事業名	社会体育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	<p>施設整備等については、経年劣化による設備等の修繕を行い、安全に利用できるよう管理するとともに、計画的な施設整備の充実に努める。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○えんがる球場ブルペン整備工事 ○えんがる球場スピードガン等購入 ○瀬戸瀬パークゴルフ場用散水設備購入（スプリンクラー等） ○生田原河畔公園パークゴルフ場ホールカップ・ピン購入 ○えんがる温水プール可動床装置修繕 ○えんがる温水プール採暖室改修工事 ○えんがる温水プールスタート台購入 ○遠軽コミュニティセンター地下タンク改修工事
事業成果	<p>本町へ訪れるスポーツ合宿団体からの設置要望を含め、各体育施設設備修繕の実施及び新規備品の購入により、利用者が快適かつ安全に施設を利用できる環境の整備を行うことができた。</p>
課題と改善方策	<p>老朽化がすすむ体育施設について、利用者が快適かつ安全に利用できる環境を確保するため、計画的な改修を引き続き実施する。</p> <p>また、施設整備にあたっては、統廃合等も視野に入れ、効果的な利用促進と効率的な管理運営が図れるよう、今後も検討する。</p>

5 外部評価

(1) 学識経験者

氏 名	山 崎 満 弘
所 属 等	えんがる町観光協会専務理事（前滝上町教育委員会教育長）

(2) 聴取日等

令和4年5月16日（月） 場所：えんがる町観光協会研修室

(3) 主な意見・感想等

ア 教育委員会の活動状況について

令和3年度も新型コロナウイルス感染症により、様々な活動が制限され、イベント等の中止や規模の縮小など、昨年度に引き続き、我慢の一年となりました。

そのような中、教育委員会会議は、毎月開催された定例会議（12回開催）と臨時に開催された臨時会議（1回開催）において、慎重で迅速な審議が適正に行われ、多様化・複雑化する教育環境の変化に対応すべくその機能を果たしてきたものと認められます。

個別の審議状況を見ますと、令和3年度においては、教育費補正予算に関する議案や、教育委員会会計年度任用職員の任命や解職に関する事、法令又は条例に基づく委員の任命（委嘱）に関する議案が多かったようですが、教職員及び委員会所属職員の病気休職等に係る発令・内申に関する案件もあり、教職員等の健康管理やメンタルヘルスについても十分な配慮が必要と考えられます。その他、人事案件などに加え、学校教育のみならず、社会教育や社会体育に関する事項についても多岐にわたる協議・確認がなされております。

また、各学校における日常的な学校の様子から今日的な教育課題などを含め、遠軽町の教育の推進と環境基盤の強化を図るため、委員間で活発な話し合いが行われていることが窺いしれます。

教育委員会会議以外の活動では、例年実施されている行事等が新型コロナウイルス感染症により軒並み開催中止になりましたが、限られた活動範囲の中、積極的に参加され、教育行政の課題等に関する理解と知識を深められたことと推察いたします。

また、学校視察が中止になり、入学式・卒業式をはじめ、運動会や学芸会などの学校行事も規模を縮小して実施したため、学校現場を訪問する機会はありませんでしたが、教育委員会会議などで、事務局職員から各学校の状況や、児童生徒の様子についての報告を受けるなど、教育現場の現状把握に努められています。

イ 点検評価報告書について

点検評価報告書は、「令和3年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業ごとに、各所管課において内容・事業成果等を把握し、自己評価等が実施され、適切にまとめられております。

学校教育では、特別支援教育支援員を必要とする全ての小・中学校に配置され、児童生徒に手厚い支援がされており、対象となる児童生徒の増加への対応や多様化する特別支援教育への期待に十分な効果を発揮していると認められます。

その他の教育支援策として、就学援助費及び遠距離通学者への助成や、中体連大会等参加経費の一部助成については、保護者に対する経済的負担が軽減され、小・中学校教育の充実のため今後も継続していくことが望まれます。

北海道遠軽高等学校に在籍する生徒への進学及び就職支援の補助については、魅力ある遠軽高校づくりの推進と地元にある唯一の高等学校として維持するためにも今後も継続して援助していくことが望まれます。

英語指導助手配置事業は、3人の英語指導助手を中心に小中学校の英語力の向上はもとより町民を対象とした英会話教室を開催するなど、広く国際理解教育の推進が図られています。また、令和2年度から小学校5・6年生において英語が正式な教科としてスタートしたことから、指導助手の更なる活用に期待します。

学校施設の改修については、令和元年度に策定した「遠軽町学校施設長寿命化計画」に基づき、東小学校長寿命化改修工事を行うための設計業務委託が実施され、今後、令和4年度から令和6年度までの3年間で改修工事が行われますが、よりよい教育環境の向上を期待するとともに、他の老朽化が進んでいる学校施設についても、効率的・効果的な管理を図っていくことが望まれます。

また、教職員住宅についても、計画的な住環境の整備が進められております。

学校給食事業については、施設整備や衛生環境の改善が図られ、より安心・安全な給食の提供が期待されます。

社会教育では、各地域の特性を生かした各種事業の展開が実施されております。

新型コロナウイルス感染症により、実施できなかった事業もありましたが、次代を担う青少年の育成、子どもを持つ親を対象とした家庭教育事業の支援、高齢世代の学びの場である高齢者大学事業など、各領域に応じた様々な事業が多く実施され、豊かな人づくり・町づくりに大きく寄与されているものと評価いたします。今後も子どもたちの健全育成や豊かな人間性の形成が育まれるよう創意工夫のもと、学校や地域などの連携を図りながら更なる事業展開を期待いたします。

また、令和4年8月26日にオープンする「遠軽町芸術文化交流プラザ」が新たな芸術・文化活動の拠点施設として機能し、更なる芸術文化の振興や地域活性化につながることを大いに期待するところです。

図書館管理運営事業においては、読み聞かせや絵本の配布、町広報に図書館インフォメーションを掲載するなど、利用者の利便性の向上・親しまれる図書館づくりに取り組まれています。今後もサービスの充実と町民の生涯学習拠点施設としての図書館に期待します。

社会体育では、既存の各体育施設において健康増進や体力づくりのため、気軽に快適にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる施設運営が指定管理者により行われており、生涯スポーツの推進に寄与しています。スポーツの振興や体育施設の有効活用と利用者の拡大を図り、更なる地域活性化に期待します。

おわりに、教育委員会は、地域の民意を代表する町長との連携を強化し、社会情勢の変化と町が抱える課題・方向性を共有しながら教育施策について議論し、一致して執行する必要があります。そのためにも、本点検・評価報告書は、教育委員会の取り組みを広く町民の方々に知っていただく情報提供となることから、今後も継続した実施を期待いたします。

6 参考資料

○令和3年度教育行政執行方針

令和3年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年1月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症は、これまでに学校の臨時休業、社会教育事業の中止や延期、社会教育施設の閉館等を行うほか、人数制限や消毒及び検温、マスク着用等で感染への予防対策をしまいいりました。今後の状況についても不透明ではありますが、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」について、万全をつくしてまいります。

はじめに学校教育についてであります。「育(はぐく)み・創(つくり)り・愛(あい)し・励(はげ)む心で、永遠(と わ)に輝く遠軽町」で学びあう児童・生徒が、自他の可能性を認めあい、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会を創ることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところで

す。教育委員会としては、その連携を基にして知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、新学習指導要領が小学校では令和2年度に、中学校では本年度より全面実施されることから、その理念を認識し、一人ひとりが自分らしさを発揮し合い、学習の充実を図る「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。

まず、「知育」につきましても、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人

間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育を充実し、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、多様な体験活動を通して「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進にあたって、小学校では、「基本的生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人ひとりが自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと思えます。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、現在、文部科学省が取り組みを進めている「GIGAスクール構想」において、本町では「児童生徒1人1台端末の整備」と「高速大容量の校内通信ネットワーク整備」が終了しました。これからも効果的なICT活用による授業改善を進めてまいります。

5点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

6点目に、「信頼される学校」について申し上げます。学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。加えて、教員が

授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいを持ち勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築し、働き方改革を進めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、給与対象経費区分を拡大し、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒へは、通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、学校施設の老朽化に対応するため、学校ごとの具体的な改修方針などを定めた学校施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。

また、今年度につきましては、東小学校長寿命化改修工事を行うための設計業務委託を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

学校における働き方改革は、これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを実行してまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、岩見通教職員住宅屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行います。また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した

備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

また、南中学校給食室天蓋設置工事を実施し、施設の環境整備充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが、個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力のもと、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能にあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進にあたりましては、遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

また、現行の第3次中期計画が計画最終年度となることから、引き続き総合的・計画的な社会教育の振興を図るため、第4次中期計画の策定を進めてまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパークと連携した事業の展開や郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、その施設の多くが建設後30年以上経過するものとなってきていることから、今後有効に長く利用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図っていきます。併せて、令和4年に完成する遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けて、指定管理者と協議を行い、準備を進めてまいります。

4図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし本年度も引き続き支援してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団

体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、経年劣化による設備等の修繕を行い、安全に利用いただけるよう管理するとともに、計画的な施設整備の充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和3年度教育行政執行の方針といたします。